

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

（1）国の動向

障害者基本法に基づき平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」（平成5～14年度）並びに同計画の重点施策実施計画として平成7年12月に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」（平成8～14年度）を策定し、関係省庁が一体となった障がい者に対する総合的な施策を進めてきました。

さらに、平成14年より市町村へ精神障がい者福祉などに関する事務の一部を移譲しました。

平成15年度からは、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会をめざす「障害者基本計画」（平成15～24年度）とその重点実施計画である「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」（平成15～19年度）が開始されました。

また、少子高齢化の進展するわが国において、社会環境の変化にあわせ社会保障制度のあり方の見直しを進めているところであります、平成12年には社会福祉基礎構造改革の一環として、身体障害者福祉法などが改正され、障がい者福祉サービスの支援費制度への移行（平成15年度施行）が進められました。支援費制度について現在は、サービスの増加が見込まれる中、適切にサービスを確保できるように制度全般にわたって検討が行われています。

（2）北海道の動向

平成5年に「障害者に関する新北海道行動計画～人にやさしい社会を目指して～」（平成5～14年度）を策定し、障がいのある人もない人も同等に基本的権利を保障され、ともに生活できる社会をめざす「ノーマライゼーションの実現」という考え方と、障がい者がライフステージごとに必要とするサービスを有機的・体系的に提供される「総合リハビリテーションシステムの構築」を目標に掲げました。平成10年3月には前計画の後期重点施策実施計画として「北海道障害者プラン」（平成10～14年度）を策定し、障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。

平成 14 年度には、前計画の基本理念を引き継ぎ、「ノーマライゼーション社会の実現」を基本的な目標として、新たに「北海道障害者基本計画」(平成 15 ~ 24 年度)を策定し、さらに、この計画の前期 5 か年の重点施策として、「前期実施計画」を定め、障がい者施策の一層の推進が図られています。

(3) 計画の趣旨

岩見沢市では、平成 12 年に「新しい岩見沢市総合計画」(平成 12 ~ 21 年度)を策定し、まちづくりの基本方向の 4 本柱のひとつとして「健康・福祉を高めるふるさとづくり」を掲げ、その部門として「障害者福祉の充実」を定め、積極的に福祉施策を推進してきました。

障がい者を取り巻く環境は、核家族化や少子高齢化の進行、地域社会の関係の変化などの社会情勢や、なかなか回復の兆しが見えない経済情勢などにより大きく変化しています。一方で、障がいの重度化、重複化も大きな課題となっています。

障がいがあってもできるだけ今の暮らしを継続したいという市民が増え、住み慣れた地域での暮らしを行うための各種在宅サービスの提供などに重点を置いた多様な福祉施策へのニーズが高まっています。

市町村においては、権限委譲に伴う、精神障がい者に対する福祉施策の拡充など新たな取り組みも必要とされています。

障がい者に対する福祉サービス制度では、行政がサービスの利用者を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者本位の考え方方に立ち、利用者がサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき契約により利用の決定を行う「支援費制度」に平成 15 年度より移行しました。

のことから、事業者には利用者のニーズに応えた質・量とも適切なサービスの提供が求められています。

このような状況を踏まえ、本市における障がい者の総合的な支援体制を構築するとともに、障がい者の自立と社会参加を促進し、障がいのある人とない人がともに支えあうまちづくり（共生社会の実現）を推進するため、「岩見沢市障がい者福祉計画」を策定しました。

(4) 計画の位置付け

岩見沢市は、「生き生きとした緑の中の安全・健康・文化都市」を都市像とする「新しい岩見沢市基本構想（平成 12 年 6 月議決）」をもとに、計画期間 10 年間の「新しい岩見沢市総合計画（平成 12 年 12 月）」を策定しました。

岩見沢市障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく、「新しい岩見沢市総合計画」の考え方即した、岩見沢市の障がい者施策に関する基本的な計画です。

(5) 計画の期間

計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年とします。

なお、計画を実施していく過程において、社会情勢などの変化により、計画の見直しが必要となった場合には、柔軟に対応することとします。

(6) 計画の対象範囲

この計画での障がい者（障がいのある人）とは、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがある人や、疾病などにより継続的に生活上の支障がある人をいい、障がいには、学習障がい（LD） 注意欠陥／多動性障がい（ADHD） 高機能自閉症、高次脳機能障がいなど、保健医療サービスなどと連携した新たな対応が求められている障がいも含みます。

また、計画の対象範囲は、障がいのある人とない人がともに支えあうまちづくりを目指すことから、すべての市民を対象とすることとします。

(7) 計画の推進

この計画は、市民、事業者、ボランティア、関係機関・団体、当事者、そして行政が、それぞれ主体となり、役割を果たしつつ、連携を図りながら、市民ぐるみで推進します。

また、「計画推進協議会（仮称）」を設け、実施する事業内容の検討などを行い、計画を推進します。

2 計画策定体制と策定の経緯

(1) 計画策定体制

岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会の設置

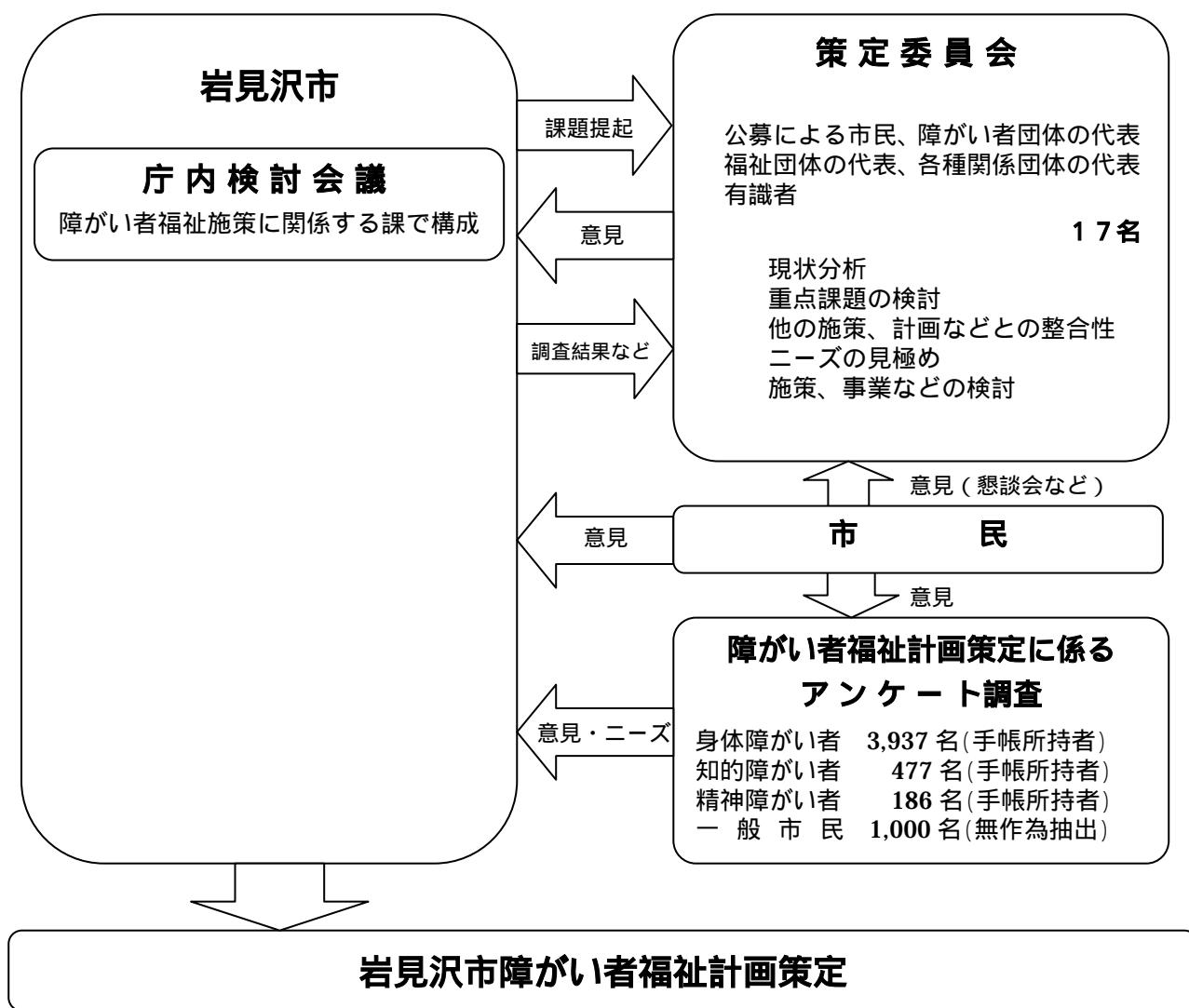
本計画の策定にあたっては、公募による市民、障がい者団体の代表、福祉団体の代表、各種関係団体の代表、有識者の17名で構成する「岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置し、審議を行いました。

策定委員会は、平成16年8月から平成17年2月まで合計6回開催しました。

行政機関内部の体制

岩見沢市では、障がい者福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、「障がい者福祉計画庁内検討会議」を設置し、全庁的な体制の下に、計画策定を進めました。

図1-1 岩見沢市障がい者福祉計画策定体系図



(2) 市民の意見反映

本計画の策定にあたっては、広く市民の意見を反映させるため、アンケートによる調査を行うとともに、懇談会を開催し市民の意見を幅広く求め、計画策定に反映しました。